

配信日: 2021/11/15

REV: 1.0

【重要】 フィリピン入国時の検疫期間の変更について

平素はフィリピン航空の販売にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

2021年11月11日(木)のフィリピン政府の発表に基づき、フィリピン到着時の検疫期間が下記の通り変更となります。

(Inter-Agency Task Force – Resolution No.148, Series of 2021, November 11, 2021)

(Inter-Agency Task Force – Resolution No.148-A, Series of 2021, November 11, 2021)

2021年11月16日(火)～11月30日(火)の期間、日本はフィリピン政府によって「グリーン」国/管轄地域に分類されることとなりました。これに伴い、日本からフィリピンへ渡航される場合の検疫期間について下記の通り変更となります。

I. 新型コロナワクチン接種を完了したフィリピン国籍者の場合

次の何れかの方法で入国が可能です。

- フィリピン政府によって認められた有効な新型コロナワクチン接種証明書^{*1}のみをお持ちいただいた場合は、フィリピン到着時に受けたPCR検査の結果が陰性と判明するまで検疫ホテル(隔離施設)での隔離が必要です。
- フィリピン政府によって認められた有効な新型コロナワクチン接種証明書^{*1}、および日本出発前の72時間以内に検査したPCR検査の陰性証明書^{*2}の両方をお持ちいただいた場合には、**フィリピン到着日からの検疫ホテル(隔離施設)への滞在は不要**となります。この場合、到着14日目まで症状がないかセルフモニタリングを行う必要があります。

II. 新型コロナワクチン接種を完了した外国籍者の場合

フィリピン政府によって認められた有効な新型コロナワクチン接種証明書^{*1}、および日本出発前の72時間以内に検査したPCR検査の陰性証明書^{*2}の両方をお持ちいただく事が条件となります。**フィリピン到着日からの検疫ホテル(隔離施設)への滞在は不要**となります。到着14日目まで症状がないかセルフモニタリングを行う必要があります。

III. 新型コロナワクチン接種を完了していない渡航者の場合

フィリピン到着日から5日目にPCR検査を実施し、陰性結果の受領後に検疫ホテル(隔離施設)を退所することとなります。**外国籍者は、フィリピン到着日から最低6日間、検疫ホテルの事前予約が必要**です。また検疫ホテル退所後から到着14日目まで症状がないかセルフモニタリングを行う必要があります。

(*1) 2021年11月11日(木)より、日本の予防接種法に基づいて日本国内でワクチン接種を行った方に日本の自治体が発行する「新型コロナウィルス感染症 予防接種証明書」も対象となりました。

(*2) フライト出発時刻から遡って72時間以内に日本国内の医療機関でRT-PCR法による検査を受けていただき、英文で記載された陰性の検査結果が必要です。

詳細は、フィリピン航空ウェブサイトに記載しております「フィリピン到着・検疫に関するガイド」(英語)をご参照ください。

<https://www.philippineairlines.com/en/covid-19/arrivingintheph>